

平成17年度京都市立養護学校高等部入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成16年9月10日

京都市教育委員会

### 平成17年度京都市立養護学校高等部入学者募集要項

平成17年度京都市立養護学校高等部（以下「養護学校高等部」という。）の入学者の募集は、養護学校高等部に入学を志願する者（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

#### 1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)、(5)又は(6)に該当する者であることとする。

- (1) 平成17年3月に中学校若しくは養護学校中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 養護学校高等部への入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次の各号の一に該当する者
  - ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（平成17年3月に修了する見込みの者を含む。）
  - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成17年3月に修了する見込みの者を含む。）
  - ウ 文部科学大臣の指定した者
  - エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条（同法第39条第3項で準用する場合を含む。）の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - オ その他養護学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 北総合養護学校、東総合養護学校、西総合養護学校及び呉竹総合養護学校にあっては、発達に遅れのある者又は肢体の不自由な者で、保護者の居住地が別表の通学区域内にあるもの
- (5) 鳴滝総合養護学校（普通科）にあっては、筋ジストロフィー症及びその類似疾患等の者で、独立行政法人国立病院機構宇多野病院に入院中の者又は平成17年3月末までに入院見込みのもの
- (6) 白河総合養護学校及び鳴滝総合養護学校（生活産業科）にあっては、発達に遅れのある者又は肢体の不自由な者で、保護者の居住地が京都市の区域内にあるもの

## 2 養護学校高等部の入学者の募集

(1) 養護学校高等部第1学年生徒募集定員は、次の表のとおりとする。

学 校 名	設置学科	募集定員
北総合養護学校	普 通 科	30名
白河総合養護学校	産業総合科	32名
東総合養護学校	普 通 科	30名
鳴滝総合養護学校	普 通 科	10名
	生活産業科	16名
西総合養護学校	普 通 科	30名
呉竹総合養護学校	普 通 科	30名

(2) 入学者の募集は、この要項により養護学校長が行う。

## 3 出願の手続

(1) 願書受付期間（※郵送による出願は受け付けない。）

ア 白河総合養護学校及び鳴滝総合養護学校（生活産業科）

平成17年1月4日（火）から同月6日（木）までの午前10時から午後4時まで。

イ 北総合養護学校，東総合養護学校，鳴滝総合養護学校（普通科），西総合養護学校及び呉竹総合養護学校

平成17年1月24日（月）から同月27日（木）までの午前10時から午後4時まで。

(2) 提出書類

書 類 名	提出部数	作 成 者
入学願書（様式1A）	1通	志 願 者
入学相談願（様式1B）	1通	志 願 者
報告書 （様式2A） （様式2B） （様式2C）	1通	中学校長又は 養護学校長
北総合養護学校，東総合養護学校，鳴滝総合養護学校（普通科），西総合養護学校，呉竹総合養護学校に志願する者 調 査 書（様式3-1）	1通	保 護 者
白河総合養護学校，鳴滝総合養護学校（生活産業科）に志願する者 調 査 書（様式3-2）		
推薦書（様式4）	1通	中学校長又は 養護学校長

注1 報告書は、志願者の教育課程に応じて、様式2A・様式2B・様式2Cいずれかの様式を使用すること。

注2 推薦書は、白河総合養護学校又は鳴滝総合養護学校（生活産業科）に出願する場合にのみ提出すること。

(3) 志願者の手続

志願者（保護者を含む。以下同じ。）は、入学願書、入学相談願及び調査書に所要事項を記入し、必要箇所に保護者が署名又は記名押印のうえ、在学又は出身校（以下「在學校等」という。）の校長を経由して、志願する養護学校の校長に提出する。

(4) 在學校等の校長の手続

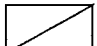
在學校等の校長は、志願者が作成した出願書類の記載事項に誤りのないことを確かめたうえ、所要事項の記入を行い、その他必要書類を作成し、志願する養護学校の校長に提出すること。

(5) 養護学校長の処理

養護学校長は、提出された書類を審査のうえ受け付け、入学相談票に所要事項を記入し、契印し、切り離して志願者に交付するものとする。

#### 4 提出書類の記入要領

(1) 提出書類記入上の注意

- ア 各提出書類の記載は、横書きとし、数字は算用数字を使用すること。
- イ 各欄については、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。
  - (ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。
  - (イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。
  - (ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を○で囲むこと。
  - (エ) ※欄は、在學校等では記入しないこと。
  - (オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線 (  ) で抹消すること。

(2) 報告書について

- ア 指導要録に基づき、障害や発達の状態の判定に役立つように作成すること。報告書の様式は、次の表に掲げるところによる。

志願者の教育課程	報告書の様式
中学校に準じた教育課程	様式 2 A
養護学校（発達遅滞）の教育課程	様式 2 B
主として領域・教科を合わせた指導を行う教育課程 主として自立活動の指導を行う教育課程	様式 2 C

- イ 「学歴」欄の1段目には中学校への入学日を記入すること。育成学級在籍者については、( ) 内に「発達育成」，「情緒育成」等を記入すること。また、中学校在学中に育成学級に入級した場合は、入級日を記入し、入級を○で囲むこと。

2段目には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について該当するものを○で囲むこと。

- ウ 様式 2 Aを使用する場合の「学習の記録」，「行動の記録」及び「特別活動等の記録」の欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。

(ア) 「学習の記録」欄について

- a 「観点別学習状況」は、第3学年の各必修教科について、文部科学省初等中等教育局長通知（平成13年4月27日付け13文科初第193号）に基づき、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・Cの記号を記入すること。

なお、平成14年3月以前の過年度卒業者については、「観点別学習状況」全体に斜線を引き、最終学年の指導要録の観点別学習状況の記載に準じて作成したものを添付すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、添付を要しない。

- b 「必修教科」の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年についてすべて5段階評価によって5・4・3・2・1（5を上位とする。）の評定点を使用することとし、その表示は指導要録の記載に準じること。

なお、過年度卒業者については、必修教科（選択教科としての「外国語」を含む。）の評定を記入すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

- c 「選択教科」は、当該生徒が第1学年、第2学年又は第3学年で履修した教科に○印を付け（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語以外の教科を履修した場合にはその下の空欄に教科名を記入すること。）、3段階の評定A・B・Cのうち該当するものに○印を付けること。

なお、過年度卒業者については、共通履修としての「外国語」を除いて記入すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

- d 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の学習状況における顕著な事項に関して記入すること。ただし、平成16年3月の過年度卒業者の第1学年、平成15年3月の過年度卒業者の第1学年及び第2学年並びに平成14年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

(イ) 「行動の記録」欄について

第1学年、第2学年及び第3学年について、掲げられた各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入すること。ただし、「項目」について各中学校で付加している項目があれば空欄に記入すること。

なお、過年度卒業者については、指導要録の「行動の記録」欄に基づいて「項目」を適宜書き換え、発達、習熟の著しいものについて○印を記入すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

(ウ) 「特別活動等の記録」欄について

次の要領によって記入すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

a 「Ⅰ 特別活動の状況」は、第1学年、第2学年及び第3学年について、各内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合は、○印を記入すること。

b 「Ⅱ 特記事項」は、3年間の特別活動における活動状況、部活動の状況、生徒の特技等、学校内外における奉仕活動及び表彰を受けた行為や活動等について、顕著なものを記入すること。

エ 様式2B又は様式2Cを使用する場合の「学習の記録」及び「行動の記録」の欄は、指導要録の内容に基づき、第3学年の成績を次の要領によって記入すること。

(ア) 「学習の記録」欄について

各教科、特別活動、自立活動について、指導要領に定められた各教科等の目標、内容に照らし、到達の程度、指導内容の習得の状況等を記入すること。領域・教科を合わせた指導がある場合は、その状況を記入すること。

なお、自立活動については、指導した事項及びその結果等について記入すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

(イ) 「行動の記録」欄について

各教科、道徳、特別活動、自立活動その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動についての特徴を記入すること。

ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

オ 「出欠の記録」欄の「備考」は、年間20日以上欠席のある者について、その主な理由を学年ごとに記入すること。ただし、平成11年3月以前の過年度卒業者については、記入を要しない。

カ 「障害の状態に関する所見」欄は、生徒の障害の状態について詳しく記入すること。

キ 「特記事項及び通学に関する所見」欄は、生徒の全体的特徴をはじめ、指導上留意してきた事項及び卒業後に指導してきたこと、本人の住所から志望校に通学する場合の交通機関、介助の有無、通学に関する担任としての見通し等を詳しく記入すること。

(3) 調査書について

「保護者の意見」欄には、今後の指導上の参考となる内容をできるだけ詳しく記入すること。

## 5 入学相談

(1) 入学相談は、京都市教育委員会教育長からの諮問に基づき、京都市立養護学校高等部入学指導委員会が実施するものとする。

(2) 実施期日及び実施場所

学 校 名	実 施 場 所	実 施 期 日
白河総合養護学校	白河総合養護学校	平成17年1月16日(日)
鳴滝総合養護学校(生活産業科)	鳴滝総合養護学校	
鳴滝総合養護学校(普通科)	鳴滝総合養護学校	平成17年2月5日(土)
北総合養護学校	北総合養護学校	平成17年2月6日(日)
東総合養護学校	東総合養護学校	
西総合養護学校	西総合養護学校	
呉竹総合養護学校	呉竹総合養護学校	

(3) やむを得ない理由による欠席者の措置

入学相談当日やむを得ない理由によって欠席した者で、入学相談受付時刻終了までに相談実施校の養護学校長に連絡したものは、追相談を受けることができる。

(4) 入学相談に関する特別措置

出願を予定する者のうち入学相談実施上配慮を必要とされるところは、養護学校長にあらかじめ申し出ること。

## 6 入学者の決定

養護学校長は、在学等校の校長から送付された報告書と京都市立養護学校高等部入学指導委員会からの答申を資料として、入学者を決定するものとする。

## 7 入学決定通知

入学決定の通知は、在学等校の校長を経由して平成17年3月1日(火)以降に保護者あてに発送する。

8 住所の届出を要する場合等の手続について

転居の予定のある者及び生活の本拠が住民票に記載された住所と異なる者については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、願書を提出すること。

区 分	(1) 転居により住所の届出を要する場合		(2) 生活の本拠が住民票に記載された住所と異なる場合
	①京都市の区域内における転居	②京都市の区域外から京都市の区域内への転居	
入学願書に添付する書類	住所に関する届（様式5）		
願書提出先	願書提出時の住所が属する通学区域の養護学校長	入学時の住所が属する通学区域の養護学校長	日常生活する場所が属する通学区域の養護学校長
その他留意事項	転居を完了した場合は、住民票記載事項証明書を、入学願書を出願した養護学校長に提出すること。		